

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

救援ニュース 第15号

(2012. 10. 23 発行)

【発行責任者】東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 広報 藤森 秀一

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル 8階 財団法人全日本聾唖連盟内

TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445 <http://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011/>

第6回東日本大震災聴覚障害者救援中央本部会議が開催されました

10月11日(木)13時30分～16時30分、東京都港区赤坂区民センターにおいて、第6回東日本大震災聴覚障害者救援中央本部会議が開催され、石野本部長、石川副本部長(全通研)のほか被災三県救援地域本部、協力団体、厚生労働省(オブザーバー)から28名が出席し、これまでの活動報告と新体制への移行等について協議が行われました。

冒頭、石野本部長から「震災から1年7カ月経過したが、課題は山積みである。今後起こりうる災害では被災者『ゼロ』を目指せるよう、良い意見交換をしてほしい。」と今までの救援中央本部の活動で得た経験を最大限に活かすよう強い言葉がありました。

10月10日に完成した「東日本大震災聴覚障害者救援活動 報告書」をもとに構成3団体、被災3県救援地域本部、協力9団体から活動報告があり、手話通訳者等の公的派遣に関する正規職員以外の派遣制約の実態や健康問題、被災地手話サークル会員の活動、原発問題に関わる福島状況、高齢聴覚障害者や手話のできない高齢難聴者への対応、情報提供施設等社会資源整備に関する状況など、今後の防災活動に直結する重要かつ貴重な報告、情報交換がされました。

その後の「協議事項」においては、「救援中央本部」の総括、会計報告(会計、義援金、監査)、新体制への移行について協議されました。義援金報告では、目標の7000万円を大きく上回る募金があったこと、配分状況及び福島・茨城の聾学校への支援について報告があり、承認されました。

また、東日本大震災だけではなく、今後起きるであろう災害にも対応するため、新体制に移行していくことが確認されました。新体制については、全国規模の災害への支援体制を目指し、今回の震災で構築できた関係団体との協力体制を維持したうえで、東日本大震災支援とその他の地域災害支援を二本柱とすることが承認されました。

最後に石川副本部長から「いつ、どこで災害が起きるかわからない。災害に備え組織活動を継続していきたい。全員で知恵をだしあって頑張ろう!」と結びの言葉があり、全員新たな気持ちを胸に閉会となりました。

※次ページに「『救援中央本部』の総括」全文を掲載いたします。



目次	
ご挨拶	2
東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 報告書	2
1. 総括	3
2. 会計報告	4
3. 義援金報告	5
4. 被災地支援	6
5. 協力団体	7
6. 今後の活動	8
7. 閉会	9
8. 総括	10
東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動	11
事業報告書	12
東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動	13
手話通訳者派遣	14
手話通訳者派遣	15
手話通訳者派遣	16
手話通訳者派遣	17
手話通訳者派遣	18
手話通訳者派遣	19
手話通訳者派遣	20
手話通訳者派遣	21
手話通訳者派遣	22
手話通訳者派遣	23
手話通訳者派遣	24
手話通訳者派遣	25
手話通訳者派遣	26
手話通訳者派遣	27
手話通訳者派遣	28
手話通訳者派遣	29
手話通訳者派遣	30
手話通訳者派遣	31
手話通訳者派遣	32
手話通訳者派遣	33
手話通訳者派遣	34
手話通訳者派遣	35
手話通訳者派遣	36
手話通訳者派遣	37
手話通訳者派遣	38
手話通訳者派遣	39
手話通訳者派遣	40
手話通訳者派遣	41
手話通訳者派遣	42
手話通訳者派遣	43
手話通訳者派遣	44
手話通訳者派遣	45
手話通訳者派遣	46
手話通訳者派遣	47
手話通訳者派遣	48
手話通訳者派遣	49
手話通訳者派遣	50
手話通訳者派遣	51
手話通訳者派遣	52
手話通訳者派遣	53
手話通訳者派遣	54
手話通訳者派遣	55
手話通訳者派遣	56
手話通訳者派遣	57
手話通訳者派遣	58
手話通訳者派遣	59
手話通訳者派遣	60
手話通訳者派遣	61
手話通訳者派遣	62
手話通訳者派遣	63
手話通訳者派遣	64
手話通訳者派遣	65
手話通訳者派遣	66
手話通訳者派遣	67
手話通訳者派遣	68
手話通訳者派遣	69
手話通訳者派遣	70
手話通訳者派遣	71
手話通訳者派遣	72
手話通訳者派遣	73
手話通訳者派遣	74
手話通訳者派遣	75
手話通訳者派遣	76
手話通訳者派遣	77
手話通訳者派遣	78
手話通訳者派遣	79
手話通訳者派遣	80
手話通訳者派遣	81
手話通訳者派遣	82
手話通訳者派遣	83
手話通訳者派遣	84
手話通訳者派遣	85
手話通訳者派遣	86
手話通訳者派遣	87
手話通訳者派遣	88
手話通訳者派遣	89
手話通訳者派遣	90
手話通訳者派遣	91
手話通訳者派遣	92
手話通訳者派遣	93
手話通訳者派遣	94
手話通訳者派遣	95
手話通訳者派遣	96
手話通訳者派遣	97
手話通訳者派遣	98
手話通訳者派遣	99
手話通訳者派遣	100

まとめ（総括）

1. 情報アクセス・コミュニケーション保障体制の整備

情報にアクセスできない障害者の多くが命を失った。NHKの調査では障害者の死亡率が、障害の持たない人の2倍と言う数字が出ている。また、新聞社の調査でも、地域によっては5倍になったり、10倍になったりするところが出ている。情報にアクセスできないということは命の危険にさらされることになる。また、コミュニケーション保障が十分でないため、孤独で苦痛な避難生活を余儀なくされ、さらに心のケアサポートがないために多くの人が引きこもり、生きる力を失った。情報にアクセスできないこと、コミュニケーションが保障されないこと等が人命や生活を奪うことになるのだということを、わが国の多くの人は長い間理解できていたのが現状である。今回の東日本大震災で多くの人が情報アクセスやコミュニケーション保障の重要性に気付いた。今のこの時期こそ、情報アクセスやコミュニケーション保障システムの法整備を進めるべきであり、具体的に以下の取り組みが必要である。

- ① NHK、民放等放送業者の手話や字幕を取り込んだ緊急放送システムの整備
- ② CS障害者放送統一機構による緊急放送システムの整備
- ③ 全国レベル（総務省、消防庁、警察庁）での無線緊急連絡システムの整備
- ④ 地域行政レベルでの無線緊急連絡システムの整備
- ⑤ 有線・無線による電話連絡（電話リレーサービス等）システムの整備
- ⑥ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者等の設置・派遣システムの整備
- ⑦ ろうあ者相談員等相談システムも整備

2. 関係団体との連携

今回、全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会の三団体を中心になって「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部（以下、救援中央本部）」を立ち上げた。その後、聴覚障害関係の全国団体にも呼びかけ、15団体が協力団体として参加した。さらに、被害の甚大だった岩手、宮城、福島に、震災直後から会員の安否確認をしていた全日本ろうあ連盟の加盟団体を中心に現地救援本部を立ち上げ、現地・中央一体となって被災聴覚障害者・手話通訳者等の支援にあたった。協力団体には、その団体の特性を生かして支援活動にあたってもらった。全国の関係団体が協力し合って支援活動を行うことは、社会資源の整備に大きく寄与することになる。

今回の連携での課題は、教育の分野での支援である。今回の支援活動の中心は、成人の聴覚障害者等の生活支援、仕事支援、精神ケアであった。児童・生徒への支援活動が出来なかったのは大きな反省材料である。全国ろう学校長会、全国ろう学校PTA連合会、全国親の会との連携が今後の課題である。

3. 社会資源の整備

ボランティアによる救援活動は、行政の負担を軽減する役割と人間関係のきずなを再確認する効果があるが、大災害が発生した場合の長期間の救援活動ではその効果を見出すことが困難である。社会資源が整備されているかどうかで、救援活動の質と量の違いが著しく出てくる。例えば、岩手県の場合は聴覚障害者情報提供施設があるが、宮城県と福島県にはない。この聴覚障害者情報提供施設があるかないとでは、支援活動の拠点づくりで大きな差がある。また、手話通訳者やろうあ者相談員が設置されているところでは被災聴覚障害者へのサポートがある程度はできるが、設置が進んでいない所では被災されている聴覚障害者の確認が困難である。聴覚障害者情報提供施設の有無、手話通訳者設置事業の有無、要約筆記事業の有無、ろうあ者相談員制度の有無によって、聴覚障害者の命と生活を守る活動に大きな差が出てくる。社会（福祉）資源の整備、上記の他に、ろう重複障害者施設、高齢聴覚障害者施設、盲ろう者支援施設、ろう難聴児施設等の整備を図り、ネットワーク構築を図ることが大切である。

4. 要援護者制度と個人情報保護法の問題

要援護者制度は、援護を必要とするかどうかは自己申告を基本にしている。主に介助なしでは動けない障害者や高齢者が対象になることを想定している。そのために聴覚障害者の大部分は手を上げにくい。また一度登録すると更新することがないので、転居等の異動があっても更新することなくデータが古いままであり、正確性を期することが難しくなる。要援護者を支援するのは主に民生委員であるが、民生委員の大部分は障害に関する専門的な知識を有していない。コミュニケーションバリアを抱える障害者とはコミュニケーションを取ることはできない。また、障害者手帳の所持者と連動する仕組みでないので、効率的な支援の仕組みを構築しにくいという問題がある。

阪神・淡路大震災のとき、行政は連盟及び地元ろう団体などの強い要望で積極的に名簿開示したが、今回の大震災では個人情報保護法により被災地の各県や市町村が、安否確認に必要な障害者情報の提供に応じなかった。そのため、岩手、宮城、福島の3県の聴覚障害者救援本部はやむなく会員を中心に、そのつてをたどって安否確認の努力をしてきた。

支援活動を通して把握できた被災者のデータは、ほとんど現地救援本部の独自調査による結果であったが、聴覚障害者すべての被災状況を網羅しておらず、被害の全容すら未だにつかめていない。大震災から1年半が経過している今もなお、まだ多くの聴覚障害者や家族関係者が支援の手から取り残されている。津波などによる倒産のため失業を余儀なくされていたり、自宅待機のまま収入が途切れたり、自営再開の目途がつかなかったり、メンタルケアを必要とする被災者の支援が不十分である等深刻な問題も起きている。

中央本部が特に力をいれたのは、被災地における被災者の実態調査であった。県行政の協力なくしては実態の把握が困難なので、何度も足を運び実態調査の必要性を説いた。岩手県、福島県は行政と協力しあって現地救援本部が実態調査を行った。宮城県は宮城県聴覚障害者支援センターに調査を委託している。実態調査を踏まえて、生活支援、仕事支援、メンタル支援にどのようにつなげていくかが今後の課題になる。

5. 救援募金活動

募金目標を7千万円と設定し、国内外に幅広く義援金（救援募金）活動を行った。今回の特徴は救援活動を行う団体への支援に使ったことと、見舞金の対象者を、障害者手帳を所持する聴覚障害者のほかに日頃手話通訳活動等を行っている方々とした。団体会員以外の方々への周知に行政や新聞社の協力を要請した。被災県の救援地域本部のスタッフの方々に申請受付等協力していただいたが、事務量が膨大になり相当な負担をかけた。対象者の範囲も含めて今後の課題として検討する必要を感じた。

6. 今後の活動について

中央本部は一定の役割を果たしたが、日本は世界でも有数な災害大国であるので、組織の形を変えて今後も継続して災害予防活動と被災聴覚障害者支援活動を続けていく必要がある。最近、南海トラフ大地震の被災者の予想数が発表されたが、私たちは被災者「ゼロ」を目指した予防対策会議を開催する予定である。そこで地域の特性を考慮した対策を講じたい。

★福島県立蠶学校の放射能除染支援を行いました

福島県立蠶学校では放射能汚染に対し、昨年7月以降、のべ5回にわたって業者による校庭等の表土除去を行うとともに、プールについては教職員作業による除染清掃作業を行ってきました。

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部として、子どもたちが安全に、安心してプール授業が受けられるように、次の除染に対する支援を行いました。

◆福島県立蠶学校本校

プールサイド保護マット、プール清掃用ロボット、休憩用簡易テント、プール清掃ネット、休憩用ベンチを提供しました。
これらにより、児童・生徒が直接プールサイドのコンクリートに触れることなく授業が出来るように、またプール内に溜まった枯葉や砂、ごみなどの除去がしやすくなりました。



＜プール清掃用ロボット＞

◆平分校

幼稚部校舍前犬走りの泥落としマット515枚を提供しました。
幼稚部校舍前のコンクリートのたたきに泥落としマットを設置し、中庭等で遊んだ後の土砂や砂を落とすことにより、衛生面と放射線量の軽減に効果を発揮しています。

★茨城県立霞ヶ浦蠶学校の放射能除染支援を行いました

茨城県立霞ヶ浦蠶学校のある阿見町は福島原発事故による汚染状況重点調査地域に指定され、同校敷地内を調査の結果、国の基準値を超えていたのでグラウンドの表土除去や除草・選定等が行われます。同校職員のかま等による手作業での除染取り組みを行っていますが、敷地面積が広く大きな負担となっています。

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部として、選定、落ち葉除去、除草等の作業効率化のために次の機材の支援を行いました。

- ◆エンジンヘッジトリマ（剪定用）、エンジン刈払機、エンジンブロワ（落ち葉等の集塵用）、エンジンチェンソー、樹木粉碎用エンジンチョッパー、コンプレッサー、ブローベンチ（野外用ベンチ・幼稚部幼児等が直接芝生に座らないように設置）